

退職後の医療保険制度について

- 1 退職後の医療保険制度
- 2 資格確認書等の返却
- 3 退職後に医療機関等を受診するとき
- 4 退職後に受けることができる給付金

1 退職後の医療保険制度

退職（任期満了）により、公立学校共済組合の組合員資格を喪失する。

- 退職日や任期満了日の翌日に、組合員資格を喪失します。
- 被扶養者として認定している家族も、同じ日に、被扶養者資格を喪失します。



新たに「公的医療保険制度」に加入する手続が必要。

- 資格喪失後は、1日も空けず、いずれかの「公的医療保険制度」に加入する必要があります。

国民健康保険
なのかな？

任意継続組合員って
何だろう？

働いてる家族がいる
んだけど...

再就職の予定が
あるんだけどな

どの医療保険に
加入すればいいの？



1 - 1 ① 公的医療保険制度とは

- すべての国民は、いずれかの「公的医療保険制度」に加入する必要があります（国民皆保険制度）。
- 加入している人は、誰もが必要な時に、適切な「保険診療」を受けることができます。

公的医療保険制度の体系

公的医療保険制度					加入する人	
職域保険	被用者保険	健康保険	健康保険組合	大企業が単一で運営または同種同業の企業が合同で運営	75歳未満の人	企業等で働く人
			全国健康保険協会（協会けんぽ）	健康保険組合を設立していない中小企業が加入		船舶所有者に使用される船員
		船員保険		全国健康保険協会が運営		国家公務員
		国家公務員共済組合		文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合 等		地方公務員
		地方公務員共済組合		公立学校共済組合、市町村職員共済組合 等		私立学校の教職員
		私立学校教職員共済				医師、歯科医師、弁護士など
	国民健康保険組合		同種の事業や業務に従事する人で組織される	自営業の人など、被用者保険に加入しない人		
地域保険	国民健康保険		都道府県・市町村が運営			
後期高齢者医療制度			都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体	75歳以上の人 65歳以上75歳未満で一定程度の障害状態にあると認定された人		

1 - 1 ② 保険診療の仕組み

- 保険診療とは、医療保険制度が適用される診療のことです。
- 公的医療保険制度に加入している人は、マイナ保険証等を提示することで、保険診療を受けることができます。
- 保険診療を受けた場合、窓口で支払う医療費は、総医療費のうち自己負担分のみとなります。

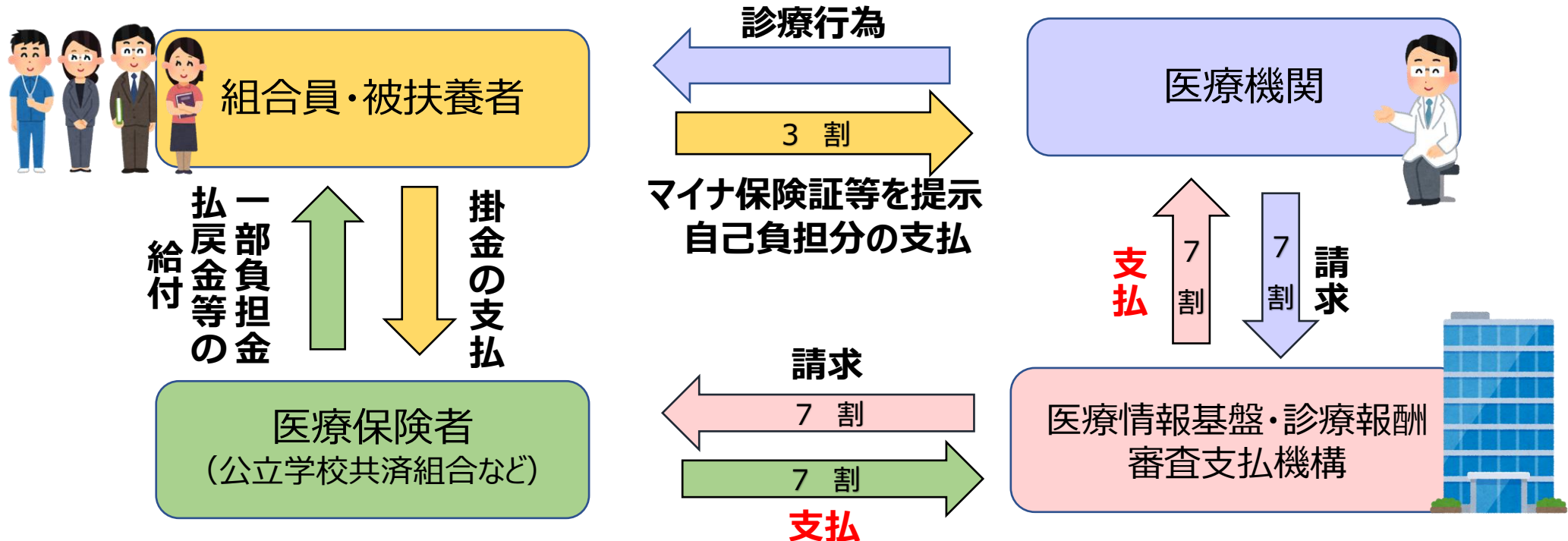


※自己負担が3割になる人

①小学校入学後から69歳までの人

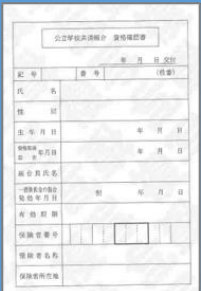
②70歳から74歳までで現役並みの所得がある人

医療機関を受診した際の医療費の流れ（自己負担3割の場合）



1 - 1 ③ 保険診療を受けるには

- 医療機関等を受診するときは、医療機関等が資格情報を確認するため、次のいずれかを提示してください。

提示するもの	形状・入手方法	備考
マイナ保険証 	マイナンバーカード	医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができないときは、「マイナポータル」の資格情報画面(注1)」または「資格情報のお知らせ(注2)」を併せて提示してください。
	マイナンバーカードを取得し、保険証利用登録をする。	
資格確認書 	医療保険者により異なる。 (公立学校共済組合はハガキ型)	マイナンバーカードを取得していないなど、マイナ保険証を利用できない人に交付されます。医療機関等で提示することで、保険診療を受けることができます。
	・資格取得時に申請する。 ・医療保険者が職権で交付する	

注1 マイナポータルについては、「マイナポータル操作マニュアル (<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>)」などを参照してください。

注2 加入先の医療保険者が発行する、あなたの健康保険の資格情報をお知らせするものです。発行については、加入先の医療保険者にお問い合わせください。

1 - 2 ①公的医療保険制度の選択

はい → いいえ →

スタート

75歳未満の人が、退職（資格喪失）後、
1日も空けず再就職をする

※ 75歳以上の方は、全員、
「後期高齢者医療制度」に
加入します。

1 ~ **4** の
どこに加入することになるかな



再就職先で
医療保険の適用がある

任意継続組合員に加入できる資格（組合員期間が、退職日を含めて引き続き1年と1日以上ある）を有する

県内の公立学校に再就職する場合、公立学校共済組合に加入する（一般組合員又は短期組合員になる）場合と、そうでない場合があります。
(8ページ参照)

任意継続組合員になる
本人の選択

家族が加入している医療保険の被扶養者
要件を満たしており、被扶養者になる

1

再就職先の医療保険

再就職先で手続

2

公立学校共済組合の
任意継続組合員

当支部で手続

3

家族が加入する
医療保険の被扶養者

家族の職場等で手続

4

国民健康保険

市区町村の国保担当窓口で手続

60歳未満の組合員とその被扶養者は、年金事務所で、それぞれ国民年金の加入手続が必要です。(手続の際に「資格喪失証明書」が必要)

手続の際に「資格喪失証明書」が必要です。
退職時、事務担当者に「必要です」と伝えて下さい。

1 - 2 ② 各公的医療機関制度への加入手続 (チャート解説)

加入する公的医療保険制度		手 続	備 考
1	再就職先の健康保険	●再就職先にお問い合わせください。 ●公立学校共済組合に加入する場合は、新しい所属所で手続をしてください。	公立学校共済組合広島支部組合員の資格取得要件は、1-2③参照
2	公立学校共済組合の任意継続組合員	●当支部に必要書類を提出してください。 ●提出期限は、退職日を含め、20日以内（当支部必着）です。 ●60歳未満の組合員と被扶養者は、国民年金の加入手続が必要です。	●60歳未満の組合員と被扶養者は、国民年金への加入手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となります。 詳細は「1 - 3 任意継続組合員となるための要件」を参照
3	家族が加入する医療保険の被扶養者	●家族の勤務先にお問い合わせください。	●手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となる場合があります。
4	国民健康保険	●お住いの市町村国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。	●1 2 3 に加入しない人すべてに加入義務があります。 ●手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となります。

当支部が発行する「資格喪失証明書」の入手方法

- ①退職手続の際、所属所の事務担当者へ、「必要です」と申し出てください。
- ②事務担当者は、当支部に「資格喪失報告書」を提出する際、「資格喪失証明書が「必要」に○を付けてください。
- ③当支部での手続が完了したら、退職時の所属所宛に送付します。

1 - 2 ③公立学校に再就職し、公立学校共済組合に加入となる任用形態

常勤職員	正規職員		一般組合員 公立学校共済の 年金に加入
	任期付職員（フルタイム）		
	暫定再任用職員（フルタイム）		
	臨時的任用職員		短期組合員 日本年金機構の 厚生年金に加入
非常勤職員	会計年度任用職員	(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合に限る (ア) 常勤の職員について定められている勤務時間により勤務することとされている人 (イ) (ア)以外の人で、1 週間の所定勤務時間及び 1 月間の所定勤務日数が、常勤の職員について定められているものの 4 分の 3 以上である人 (ウ) (ア)、(イ)以外の人で、次のいずれにも該当する人 a 1 週間の所定勤務時間数が20時間以上であること。 b 報酬月額が8 万 8 千円以上であること。 c 学生でないこと。	
	任期付職員 （短時間勤務）		
	暫定再任用職員 （短時間勤務）		

注意！

公立学校に再就職した場合であっても、非常勤職員で上記(ア)～(ウ)のいずれにも該当しない場合（例：暫定再任用職員（ハーフタイム勤務）や週20時間未満勤務の非常勤講師など）は、再就職先で公立学校共済組合に加入する（一般組合員又は短期組合員となる）ことはできません。（任意継続組合員・家族が加入する医療保険の被扶養者・国民健康保険、いずれかの加入手続が必要です。）

1 - 2 ④ 公立学校共済組合の組合員資格 福利厚生事務の手引§6 参照)

一 般 組 合 員	加 入 要 件	種 別
常勤職員 (臨時的任用職員を除く。)	原則採用されたその日から	正規職員、任期付職員(フルタイム)、再任用職員(フルタイム)、特別職常勤職員
会計年度任用職員 (フルタイム)	常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月を超えるに至った場合で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているときは、その超えるに至った日から	
短 期 組 合 員	加 入 要 件	種 別
臨時的任用職員	原則採用されたその日から	
非常勤の職員	次の①②③いずれかを満たした場合、短期組合員として資格取得します。 ① 常勤の職員について定められている勤務時間により勤務することとされている人(常勤の職員について定められている勤務時間により勤務した日が1月間につき18日(1月間の日数(日曜日及び土曜日を除く。))が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上である人)。 ② ①以外の人で、1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常勤の職員について定められているものの4分の3以上である人 ③ ①、②以外の人で、次のいずれにも該当する人 a 1週間の所定勤務時間数が20時間以上であること。 b 報酬月額が8万8千円以上であること。 c 学生でないこと。	会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、特別職非常勤職員

1 - 2 ⑤ 注意事項（公的医療保険制度の選択）

1 再就職先で医療保険に加入するかどうか、**必ず確認してください。**

勤務条件によっては、再就職先の医療保険に加入しないことがあります。勤務条件説明書などで、必ず確認してください。再就職先の医療保険に加入せず、家族の被扶養者になる場合や国民健康保険に加入する場合は、「資格喪失証明書」が必要となります。退職時、所属所の事務担当者にお申し出ください。

2 任意継続組合員の加入要件を満たしているか、家族の被扶養者となる要件を満たしているか、**必ず退職前に確認してください。**

家族の被扶養者になれる要件は、家族が加入している医療保険ごとに異なります。必ず退職前に、家族の勤務先の事務担当者を確認してください。

3 20歳以上60歳未満の任意継続組合員及びその被扶養者は、退職日以降、年金事務所で**国民年金の加入手続きが必要です。**

国民年金加入手続きの際に、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となります。退職時、所属所の事務担当者にお申し出ください。

1 - 3 任意継続組合員となるための要件

- 要件は、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項で定められています。

1 退職の日の前日まで、**引き続き1年（退職日を含めて1年と1日）以上** 組合員であった者

- 「一般組合員」「短期組合員」は区別せず、組合員期間を通算します。
- 「任意継続組合員」「後期高齢者医療制度に加入している期間」は含みません。
- 組合員期間が1日でも空いた場合、再度資格を得た日から計算します。
- 令和8年4月1日に任用され、令和9年3月31日に退職した者の組合員期間は「1年」なので、加入できません。

2 退職の日から起算して、20日を経過する日までに申し出る (必要書類を当支部に不備のない状態で提出する（締切日必着）)

- 令和9年3月31日に退職した人の提出締切日は、**令和9年4月19日(月)必着**

1－3① 任意継続組合員制度に加入できる例

(組合員期間が退職日を含めて引き続き1年と1日以上ある)

※ 色付きの期間が一般組合員または短期組合員として資格がある期間です

例 1

S62.4.1 37年 R6.3.31 R6.4.1 2年 R8.3.31 R8.4.1 1年 R9.3.31

本務者	暫定再任用職員フルタイム	会計年度任用職員
-----	--------------	----------

定年退職後、再任用職員として再就職した場合、1日も組合員期間が空かない場合は全ての期間を通算します。

例 2

R7.4.1 6月 R7.9.30 R7.10.1 6月 R8.3.31 R8.4.1 1年 R9.3.31

臨時的任用職員	任期付職員	会計年度任用職員
---------	-------	----------

有期職員で勤務した場合、1日も組合員期間が空かない場合は全ての期間を通算します。

例 3

S62.4.1 37年 R6.3.31 R6.4.1 R7.3.31 R7.4.1 2年 R9.3.31

本務者	任意継続組合員	暫定再任用職員3/4時間勤務
-----	---------	----------------

定年退職後、任意継続組合員となり再就職した場合、任意継続組合員の期間は通算せず暫定再任用職員3/4時間勤務のみ通算します。

1 - 3 ② 任意継続組合員制度に加入できない例

(組合員期間が退職日を含めて引き続き1年と1日に満たない)

例 4

S62.4.1 38年 R7.3.31 R7.4.1 R8.3.31 R8.4.1 1年 R9.3.31

本務者	任意継続組合員	暫定再任用職員3/4時間勤務
-----	---------	----------------

本務者の後、任意継続組合員となり再就職した場合、任意継続組合員の期間は通算せず暫定再任用職員3/4時間勤務のみ通算します。

例 5

R7.4.1 11月 R8.3.20 R8.3.21 R8.3.31 R8.4.1 1年 R9.3.31

臨時的任用職員	国民健康保険	臨時的任用職員
---------	--------	---------

臨時的任用職員の後、国民健康保険に加入し再就職した場合、国民健康保険の期間は通算せず臨時的任用職員のみ通算します。

例 6

S62.4.1 38年 R7.3.31 R7.4.1 R8.3.31 R8.4.1 1年 R9.3.31

本務者	暫定再任用職員ハーフタイム	暫定再任用職員フルタイム
-----	---------------	--------------

本務者の後、暫定再任用職員ハーフタイムに再就職した場合、学校で働いていても公立学校共済組合の資格取得をしないため、暫定再任用職員フルタイムのみ通算します。

2 資格確認書等の返却

退職日の翌日以降、所属所の事務担当者に速やかに返却してください。

※ 退職後、公立学校に再就職し、引き続き公立学校共済組合の組合員となる場合でも、返却が必要です。

チェック		チェック	
☐	資格確認書	☐	限度額適用認定証
☐	高齢受給者証	☐	特定疾病療養受療証

- 「資格情報のお知らせ」は返却不要です。
- マイナンバーカードは、誤って当支部に送付しないでください。

注意！

退職日の翌日以降に、新しい資格情報が反映される前のマイナ保険証や、当支部が発行した資格確認書等で、医療機関等を受診した場合、

当支部が負担した医療費等（7割部分）を返還していただくことになります。

【返却が必要なもの】

資格確認書

資格確認書のほか、左の表に記載する「証」が交付されている場合は、返却が必要です。（被扶養者に交付されているものも含む。）

【返却不要(送ってはいけないもの)】

資格情報のお知らせ

昔の組合員証等

マイナンバーカード

3 ① 退職後に医療機関等を受診するとき

現在お持ちの資格確認書等は、**退職日の翌日（組合員資格喪失日）以降、使用できません。**

マイナ保険証で受診する人は、
受診する前にマイナポータルで**新しい資格情報が反映されていることを確認**してください。

マイナ保険証で受診できない人は、
新しく加入した医療保険者が発行した**「資格確認書」を使用**してください。

新しい資格情報が反映されていないときや、新しい資格確認書が届いていないときは、

医療機関等の受付の方に、
「公立学校共済組合の資格を喪失しています。現在、資格の手続中です。」
と必ず伝えてください。

3 ② 留意事項（退職後の給付金受取口座について）

退職後でも、要件に該当すれば、申請により、当支部の給付金を受けられる場合があります。
また、退職後でも、当支部から一部負担金払戻金などを、申請によらず、給付する場合があります。

給付金受取口座は、退職後、少なくとも **6 か月間は解約しないでください。**

退職後すぐに口座を解約すると、振込ができなくなります。やむを得ず解約・変更する場合は共済組合にご連絡ください。

住所変更した場合は、**必ず当支部に連絡してください。**



自宅に給付金明細書などを送付する場合があるため、郵便物が確実に届くよう、「§08-003組合員等
情報変更申告書（広島支部トップページ＞こんなときガイド＞様式ダウンロード集＞様式ダウンロード
（標準報酬・掛金・資格関係））」を提出してください。

4 退職後に受けることができる給付金（申請が必要）

- 退職により、組合員資格を喪失した後も、下の表の給付については、要件に該当すれば、申請により、給付を受けることができます。申請される場合は、事前に、当支部給付係に連絡してください。
- 要件を満たす場合でも、再就職先の被保険者となった人（チャート図 **1** に該当する人）は、その後の期間については給付されません。

給 付 名	給 付 要 件
出産費	1年以上組合員であった人が <u>退職後6か月以内に出産</u> したとき。 ※ 被扶養者が出産したときは対象外
埋葬料	組合員が <u>退職後3か月以内に死亡</u> したとき。 ※ 退職後死亡するまでの間に再就職先で資格を取得したときは、他の組合から死亡に係る給付が行われるため、当支部から埋葬料は不支給
傷病手当金	1年以上組合員であった人が <u>在職中に</u> 公務によらない <u>病気又は負傷</u> をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するとき。 ① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき。 ② 退職した日において、既に勤務に服することができなかった日以後3日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。 ※ 退職日を含めて引き続き組合員期間が1年間以上ある方で、現職中に発症し連続して3日以上休職に入っただけで退職した方が対象
出産手当金	1年以上組合員であった人が、 <u>出産手当金を支給されたまま退職</u> したとき。 ※ 出産前後の期間について、特別休暇として給料が保障されている組合員は非該当

短期給付の時効：短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた時から2年間行わないときは時効によって消滅します。

(参考) 組合員資格喪失後の短期給付 (4 - 1 の補足説明)

給 付 名	給 付 額	請求に必要な書類
出産費	子 1 人につき <u>500,000円</u> (産科医療補償制度の対象分娩でない場合は <u>488,000円</u>) ※ 任意継続組合員のみ附加給付50,000円支給	① 出産費・家族出産費・同附加金請求書 ② 費用の内訳を記した明細書 ③ 直接支払制度に係る医療機関との合意文書の写し
埋葬料	<u>50,000円</u> ※ 任意継続組合員のみ附加給付25,000円支給	① 埋葬料・同附加金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 ③ 埋葬に要した費用の領収明細書 (被扶養者でない人が請求するとき)
傷病手当金	平均標準報酬日額×2/3=給付日額 <u>給付日額×支給日数</u> (1か月単位) ※ 給付期間は1年6か月 ※ 共済年金等の支給がある場合は、減額調整	① 傷病手当金・同附加金請求書 ② 生活能力等についての医師の意見書 ③ 日常生活等に関する申立書 ④ 請求月の報酬支給額明細書及び給与明細書の写し ⑤ 退職前のお勤簿の写し ※1 ②、③、④、⑤は初回請求時及び必要とするとき ※2 月ごとの請求となっております。 ※3 2回目以降は直接共済組合に請求書を送付してください。
出産手当金	平均標準報酬日額×2/3=給付日額 <u>給付日額×支給日数</u> (1か月単位) ※ 出産日前原則42日から出産日後56日までの期間 ※ 共済年金等の支給がある場合は、減額調整	① 出産手当金請求書 ② 請求月の給与明細書の写し

(参考) 一部負担金払戻金

一部負担金払戻金とは

医療機関等 1 か所での 1 か月の窓口負担が一定額（令和 8 年10月時点は 2 万 5 千円）を超えたとき、その超えた額が、「**一部負担金払戻金**」として給付される、共済組合の附加給付金です。

一部負担金払戻金は、医療機関等での受診後、原則 3 か月後に、共済組合から申請不要で給付します。

- 医療機関等の窓口で支払うときに、一部負担金払戻金相当額を軽減することはできません。
- 組合員期間に医療機関等を受診したときの自己負担額が一定額を超えたときは、退職後でも「一部負担金払戻金」を給付します（当支部への申請は不要）。
- 当支部の任意継続組合員にも、この制度が適用されます。
- 他の公的医療保険制度に加入したときは、加入先の医療保険の制度が適用されます。
なお、国民健康保険には、このような制度はありません。

(参考) 一部負担金払戻金 (計算例)

※ 計算例は受診月の標準報酬月額が38万円の組合員が令和8年8月から令和9年3月に受診した場合です。

※ 受診月が令和8年7月以前及び令和9年4月以降の場合は金額が変わります。

総医療費 100万円

70万円 共済組合負担	30万円 組合員負担
-------------	------------

共済組合負担		最終的な 組合員負担額 25,040円
高額療養費※ 1 207,060円	一部負担金払戻金※ 2 67,900円	

【総医療費100万円であった場合】

定率負担額（窓口負担額）＝100万円×3割＝30万円

療養の給付（共済組合負担額）＝100万円×7割＝70万円

高額療養費算定基準額＝85,800＋（1,000,000－286,000）×1%＝92,940円

高額療養費＝300,000－92,940＝207,060円

一部負担金払戻金＝（300,000－207,060）－25,000＝67,940【100円未満切捨】≒67,900円

最終的な組合員負担額＝300,000－（207,060＋67,900）＝25,040円

(参考) マイナ保険証で医療機関等を受診するとき

※ イメージ

